

松山市資金金融資利子補助制度

〈令和8年1月開始〉

松山市設備近代化資金金融資制度を利用する事業者に対し、
申込金融機関を通じて利子の一部を補助します。

〈松山市資金金融資利子補助制度の概要〉

- 対象者 : 次の要件を満たすもの
 - ①松山市設備近代化資金金融資制度の利用者であること
 - ②令和8年1月以降に金融機関を通じて市に申し込む融資であること
- 対象期間 : 初回利子支払日の属する月から3年間（36月）
- 利子補助率 : 年0.5%以内

〈令和8年1月運用開始〉

- これまでの対象期間内に支払った利子が返還される「キャッシュバック方式」から、利子を支払う時点で市の補助額分を差し引く「リアルタイム方式」に変わります。
- 毎年の補助金申請が不要になります。
※令和7年12月までに松山市に申し込まれた融資では、引き続き、キャッシュバック方式での補助金申請が必要です。

〈令和8年1月以降の利子補助の流れ〉

金融機関に
対象となる融資を
申し込んでください。

最初の36月は
利子補助率
(年0.5%) 分が
減額された金利
となります。

37月目からは
減額される前の
金利となります。

〈ホームページ〉

松山市資金金融資利子補助制度HP

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/yuushirishi.html>



〈お問い合わせ〉

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

TEL : 089-948-6783 FAX : 089-934-1844